



標準必須特許というのは聞きますが、意匠権では同じようなものを聞いたことがありません。ということは、一見すると規格なのかなと思えるような（つまり複数社が使っている）形状は、念のため特許を調べて問題なければ、誰でも使えるということでしょうか？

（神奈川県 W. T）

A

1. 標準必須特許とは

標準必須特許とは、特定の標準規格（技術標準）を実

装するために不可欠な特許のことです。標準規格とは、通信規格やデータ形式など複数の企業が共通に利用することを前提とした技術的な取り決めであり、製品やサービスの互換性や接続性を確保し、ひいては技術の普及や経済効率の向上を目的として定められます。

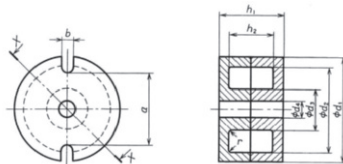
2. 標準必須意匠はあるか

標準規格となる技術は特許権により保護されている場合が多いのですが、標準規格となる形状そのものは意匠権により保護されることはなく、「標準必須意匠」というべき意匠権はありません。

意匠法5条3項は「物品の機能確保のために不可欠な形状……のみからなる意匠」は意匠登録を受けることができないと規定しており、形状等に基づく機能の発揮が主たる使用の目的となっている物品に関しては、以下のような「物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状（準必然的形状）」も同項に該当するとされているためです。

（1）公的な標準化機関により策定された標準規格形状

【例】フェライト磁心（JIS C2516）



【例】電気プラグ（JIS B8031）



（2）デファクト・スタンダード

公的な規格とはなっていないが、その規格が当該物品等の分野において業界標準として認知されており、当該標準規格に基づく製品がその物品等の市場を事実上支配しているもののうち、規格としての名称、番号等によりその標準となっている形状、寸法等の詳細を特定することができるもの。

3. 標準規格と意匠権

もっとも、意匠権により保護されないのは、「物品の機能確保のために不可欠な形状……のみからなる意匠」である点に注意が必要です。例えば、あるコネクタ形状が準必然的形状

である場合、コネクタ形状等のみの部分意匠は意匠権として保護されませんが、コネクタ形状を含むデバイスの意匠については意匠権として保護されている場合があります。

したがって、貴社の実施予定品が、準必然的形状を含む形状等を内容とする意匠権を侵害することにならないかについては注意が必要です。

4. 標準規格の使用について

標準規格については、標準化機関やその分野のリーディングカンパニーが特許や商標等の知的財産権を保有している場合が多く、ライセンスを受けずに製造や販売を行うと特許権等の侵害になり得ますので、あらかじめ標準化機関等に問い合わせたり、弁理士や弁護士にご相談されたりすることをお勧めします。

また、実際には標準規格に準拠していない製品に対して「準拠している」と表示して販売すると優良誤認表示として景表法違反となったり、認証されていない事業者がJISマークを勝手に表示すると産業標準化法違反となったりする場合がありますので、この点も併せてご注意ください。